令和５年度「明石市放課後児童支援員認定資格研修」のご案内

この研修は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第３項の各号のいずれかに該当する者等が、放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するための基準第10条第３項に規定する中核市市長が行う研修です。

１　主催　明石市

実施　公益財団法人　こども財団

※公益財団法人　こども財団が、明石市より本研修の運営業務委託を受けて実施します。

２　日程・会場・定員

別紙１・２のとおり

３　研修科目、研修時間数（16 科目、合計 24 時間）

番　号	科　目	時間数
(1)	放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	90分
(2)	放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護	90分
(3)	子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	90分
(4)	子どもの発達理解	90分
(5)	児童期（６～12 歳）の生活と発達	90分
(6)	障害のある子どもの理解	90分
(7)	特に配慮を必要とする子どもの理解	90分
(8)	放課後児童クラブに通う子どもの育成支援	90分
(9)	子どもの遊びの理解と支援	90分
(10)	障害のある子どもの育成支援	90分
(11)	保護者との連携・協力と相談支援	90分
(12)	学校・地域との連携	90分
(13)	子どもの生活面における対応	90分
(14)	安全対策・緊急時対応	90分
(15)	放課後児童支援員の仕事内容	90分
(16)	放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令遵守	90分

４　受講対象者

(1) 受講資格

基準第10条第３項の各号のいずれかに該当する者等（別紙３）で、兵庫県内の放課後児童クラブに勤務している方、もしくは兵庫県内に在住で放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者。

（※）翌年度の始期までに、基準第10条第３項第１号、２号、４～８号に該当する見込みのある方を含む。

(2) 科目の一部免除

既に取得している資格等に応じて、別紙４のとおり研修科目の一部を免除します。一部免除を希望する方は申込書に必要事項を記載の上、証明書類を提出してください。

５　申込み方法及び受講決定

(1) 申込み方法

【明石市の放課後児童クラブに勤務している方】

勤務先を通じて、「(2) 提出書類」を提出してください。

【明石市の放課後児童クラブに勤務していない方】

９月８日（金）までに直接、市担当課に「(2) 提出書類」を提出してください。

※郵送の場合は、９月８日（金）消印有効

(2) 提出書類

		書類名
ア	全員	令和５年度 明石市放課後児童支援員認定資格研修受講申込書（様式１）
イ	全員	本人確認書類（運転免許証、保険証又はパスポートのコピー、いずれか1点で可）
ウ	全員	受講資格を証する書類（別紙３参照、受講要件を確認できない場合は受講できません）
エ	該当する方のみ	科目の一部免除に該当することを証する書類のコピー ※令和４年度に一部科目修了証を取得している受講希望者については、令和５年度の受講申し込み時に「ウ受講資格を証する書類」を省略可能とします。（令和４年度申込時に、受講資格があることを確認できており、その内容に変更等がないことを条件とします。）

(3) 受講決定

受講決定者には、連絡先宛てに受講証を郵送します。本研修受講時には必ず携帯してください。研修最終日に提出していただきます。

運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの身分証明書をお持ちの方は、毎回の受講受付時にご提示いただければ、顔写真の貼付は不要です。なお、顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方は、受講証に顔写真を貼付のうえ、当日お持ちください。

なお、申込者が定員を超えた場合は、受講をお断りすることがあります。その場合は、連絡先宛てに受講不承認通知及び書類を送付します。

受講決定後は、受講者の変更はできません。

６　研修教材について

フレーベル館発行の「改訂版　放課後児童クラブ運営指針解説書（２０２１年４月１５日発売）」を事前にご用意していただき、一読してください。また研修当日には、教材として使いますのでご持参ください。

７　修了の認定

(1) 修了要件

ア　基準第10条第３項第１～10号に該当する方

すべての研修科目を適切に履修した方に「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します。（１科目につき、15分以上の遅刻・早退、離席等があった場合は交付できません。）履修の状況を確認するために、科目ごとにチェックシート（レポート）を提出していただきます。

イ　翌年度の始期までに、基準第10条第３項第１号、２号、４～８号に該当する見込みのある方

すべての研修科目を適切に履修したうえ、基準第10条第３項第１号、２号、４～８号に該当する基礎資格を取得したことを確認してから「放課後児童支援員認定資格研修終了証」を交付します。（基礎資格を取得したことが確認できるまで終了証は交付できません。）

基礎資格を取得されましたら、明石市こども局こども育成室　企画担当へ基礎資格を証する書類をご提出ください。

(2) 一部科目修了

認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合は、受講者の申請により、適切に履修した研修科目について「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」を交付します。ただし、放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証の有効期間は、発行の日からおおむね１年間とします。

(3) 修了証の交付

「放課後児童支援員認定資格研修修了証」及び「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」（以下「修了証」という。）は、研修修了後１カ月程度で連絡先宛てに簡易書留で郵送します。

連絡先住所の不備や保存期間経過などにより修了証が返戻された場合は、再郵送にかかる費用（定形外、簡易書留料金の440円）は受講者に負担していただくことになりますのでご注意ください。

８　その他

(1) 昼食について

昼食は各自でご用意ください。

(2) 会場へのアクセスについて（別紙２）

会場は駐車場スペースが限られているため、なるべく公共機関をご利用ください。

なお、会場までの交通費及び駐車料金は各自でご負担ください。

(3) 日程等に変更が生じた場合について

諸事情により、日程等を変更する場合があります。その場合は、市ホームページでお知らせします。

９　問い合わせ先（市担当課）

明石市　こども局　こども育成室　企画担当
電　話　078-918-6004
メール　kohoukago@city.akashi.lg.jp
（平日　9:00～12:00、13:00～17:30）

メール用QRコードをご利用ください